

# 日向・門川地区 県営住宅入居者募集

平成30年  
9月1日  
入居



平成30年度 第2回定期募集

※優先入居対象世帯の方は、すべての団地において抽選倍率の優遇が受けられます。  
詳しくは説明会等で配布される「入居者募集のご案内」にてご確認ください。  
※県営住宅の申込は、全地域で1世帯1戸のみです。複数の申込は失格となります。

県営住宅・市営住宅/指定管理者

**延岡日向宅建協同組合**

〒882-0035 延岡市日の出町2丁目1-1 TEL 0982-29-2032

## 募集日程 (日向・門川地区)

### 申込説明会及び申込用紙配布

●日時/平成30年7月6日(金)  
●午後1:30

●場所/日向市中央公民館  
日向市中町1-31

### 申込書受付

●期間/平成30年7月10日(火)  
// 11日(水)  
// 12日(木)  
●午前8:30～午後6:30

### ●場所/4カ所

(株)県北地産 日向市原町3丁目1-19  
☎53-4433

(有)東和ハウジング 日向市鶴町2丁目8-6  
☎54-0606

(有)岩本不動産 日向市永江町3丁目7  
☎52-3422

延岡日向宅建協同組合 延岡市日の出町2丁目1-1  
☎29-2032

### 抽 選

●日付/平成30年7月20日(金)  
●午後1:30～

●場所/日向市中央公民館  
日向市中町1-31

## ●日向・門川地区

(単位:円/月)

団地名	階数	竣工年度	間取り	家賃	駐車料金	募集戸数	備考
三ツ枝B	5F	H18	4DK	26,700～39,700	880	1	多家族世帯向け住宅 エレベーター有
三ツ枝B	4F	H20	3LDK	23,300～34,600	880	1	エレベーター有
三ツ枝B	4F	S55	3DK	14,600～21,700	—	1	
三ツ枝B	3F	S58	3DK	17,000～25,400	—	1	
塩見川西	3F	S47	3K	9,500～14,100	1,170	1	単身可
日知屋東	1F	S62	2LDK	20,300～30,200	1,040	1	高齢者改善住戸
日知屋東	1F	S62	3DK	20,700～30,900	1,040	1	高齢者改善住戸
日知屋東	1F	S62	3DK	20,300～30,200	1,040	1	高齢者改善住戸
日知屋東	3F	S62	3DK	18,500～27,600	1,040	1	
平城(門川)	2F	S49	3K	12,600～18,700	900	1	単身可
加草(門川)	2F	S57	3DK	16,100～24,100	770	1	
宮ヶ原(門川)	1F	S63	3DK	18,600～27,700	830	1	

※裁量階層の場合、所得により上記家賃の上限を超える場合があります。

※県営住宅随時募集案内：詳細は組合ホームページをご覧くださいか「延岡日向宅建協同組合」にお問い合わせ下さい。

※延岡日向宅建協同組合ホームページ (<http://www.n-takken.jp/>)

## 県営住宅随時募集について

県営住宅では一部住戸について、申込順に入居受付を行う随時募集を行っています。  
詳しくは延岡日向宅建協同組合までお問い合わせください。  
(延岡日向宅建協同組合のホームページでも随時募集情報をご覧ください。)

(携帯・スマホから)



## 県営・市営住宅のお申込み資格は次の通りです。

- ①現在、住宅に困っていること
  - 原則として、公営住宅に住んでいる方、持ち家のある方は申し込みできません。
- ②現在同居し、又は同居しようとする親族がある方
  - ※ただし、家族を不自然に分離した方の申込み(夫婦の別居、兄弟姉妹だけの申込みなど)はできません。
  - 結婚予定の方は、平成30年9月30日までに結婚(入籍)し、同居される方が対象となります。
- ③収入基準を満たしていること
- ④県税及び市税等の滞納がないこと
  - ※詳しくは、説明会又は「入居者募集のご案内」にてご確認ください
- ⑤過去、公営住宅等の家賃の滞納がないこと
- ⑥入居申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと

★お申込資格に該当しない方及び資格審査時に書類の提出がない場合には、当選後であっても当選無効となりますので、あらかじめご承知おきください。

## ■単身入居可能世帯

- ア 60歳以上の方
- イ 身体障害者手帳1級から4級をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級から3級をお持ちの方、精神障がい程度に相当する知的障がいの方
- ウ 戦傷病者(特別項症から第6項症まで又は第1款症)
- エ 原子爆弾被爆者(厚生労働大臣の認定)
- オ 生活保護受給者又は一定の要件を満たす中国残留邦人等
- カ 海外からの引揚者(引揚げ5年を経過していない方)
- キ ハンセン病療養所入所者等
- ク 配偶者等からの暴力被害者(裁判所発行の保護命令決定書等)